

議事要旨

会合名：第3回 モデル取引・契約書見直し検討部会

日時：2019年12月9日（月）16:00～18:00

討議内容：

1. 検討状況の確認について

(1) DX対応モデル契約見直し検討WG(WG2)の状況報告

WG2の検討状況、計画、モデル契約の試案等についてWG2専門委員・事務局より報告し、以下の議論があった。

- リファクタリングはアジャイルの完成度に影響があるので、契約書の条項に入れた方がよいのではないか。
→検討項目の1つに挙げており、試案の条文でもリファクタリングについて触れている。WG2で継続して検討する。
- ガイドラインは契約書の一部か。拘束力はどこまであるのか。
→ガイドラインは契約書の一部ではないが、開発の進め方の指針として参照する形にしており、緩やかな拘束力を持たせている。ガイドラインを変更する場合は合意が必要。ガイドラインの位置づけについてはWG2で継続して検討する。

(2) 民法改正対応モデル契約見直し検討WG(WG1)の状況報告

WG1の検討状況、計画、公開に向けた論点等についてWG1主査・専門委員から報告した。また、セキュリティ検討PTの検討状況について事務局から報告した。（質疑は特になし）

2. 成果物の確認（WG1）について

民法改正対応モデル契約見直し検討WG(WG1)の成果物について、WG1主査・専門委員、事務局から報告した。議論を行い、部会として承認（仮）した。以下の議論があった。

- 今回の成果物と3月以降に予定する成果物との関係が不明確。
→今回は主に民法改正対応の部分に絞っている。民法改正対応部分について内容はFIXし、3月以降の成果物はそれ以外の論点を追加（民法改正関連は軽微な修正のみ）。
- 契約不適合責任の請求期間制限およびその例外について複数の委員からコメントがあり、WG1での検討経緯等についてWG1主査・専門委員から説明。出された意見を踏まえ、WG1で議論し、解説等にも追記する。
- 条文中に“不具合”、“契約不適合”、“不適合”という言葉が使われている。使い分けを示す必要がある（WG1で確認する）。
- ユーザとベンダがよく話し合っって共通認識を持つことが一番重要だということを、今回改めて提起している。今後、民法改正対応以外にも修正した方がよいところがある。
- 結論として、何点かWG1で検討することを前提に部会としては承認（仮）とする。成果物の最終確認は部会主査に一任。

3. 今後の予定について

部会の今後の予定（特に次年度）について事務局より説明し、了承された。（質疑は特になし）

以上